

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（案）について

平成18年12月26日
環境省水・大気環境局
土壤環境課

1. 現状

- ・汚染土壤の掘削除去の方法については、土壤汚染対策法施行規則別表第5（以下「別表5」）において、「汚染土壤を掘削し、汚染土壤以外の土壤により埋めること」と規定されている。

2. 対応方針案

以下の点について、別表5を改正する。

掘削除去後に地下構造物を設置する場合等埋め戻しを必要としない場合には、汚染土壤以外の土壤による埋め戻しを行う必要がないこととする。

に伴い、掘削除去後の地下水汚染を確認するための観測井を設置する位置について、以下のようにする。

- ・土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻しを行った土地又は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁
- ・土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削を行った土地又は掘削された場所にある地下水の下流側の周縁

3. 今後の予定

- ・平成18年12月26日～平成19年 1月24日 パブリックコメント
- ・平成19年 2月 公布予定（同日施行）